

特別養護老人ホームのじぎくの里

指定介護老人福祉施設運営規程

第1章 総 則

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人 のじぎく福祉会が設置運営する特別養護老人ホームのじぎくの里（以下「施設」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者（以下 保険者という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、老人の福祉を増進することを目的とする事業者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム のじぎくの里
- (2) 所在地 高砂市北浜町西浜 773-3

第2章 入所定員

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は70名とする。

第3章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第5条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 施設長 (管理者) | 1名 |
| (2) 事務員 | 1名以上 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) 介護職員 | 23名以上 |
| (5) 看護職員 | 3名以上 |
| (6) 機能訓練指導員 (兼務) | 1名以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (8) 医師 (嘱託) | 2名 |
| (9) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (10) 調理員 | 委託 |

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことが出来る。

(職務)

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長 (管理者) は、施設の業務を統括する。ただし、施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする。
- (2) 事務員は、施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関することと、苦情や相談等に関することとする。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導及び援助に従事する。
- (5) 看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員は、利用者の機能に関すること、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。
- (7) 介護支援専門員は、利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師は、利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

- (9) 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。
- (10) 調理員は、管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 施設連絡会議 (2) 職員会議 (3) 給食会議
- (4) 身体拘束廃止・事故対策会議 (5) 感染予防に関する会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第4章 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び 利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 居住費
- (2) 食費
- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- (5) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第9条 サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同様の利用料とする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入退所)

- 第10条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
 - 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
 - 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかを検討する。
 - 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
 - 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
 - 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用者が施設サービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第12条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

- 第13条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審

査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 14 条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに該当申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第 15 条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際して退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 16 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第 17 条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を断続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第 2 項及び第 3 項の規程を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 18 条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の職員は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。
- 4 施設はサービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第 19 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。入浴は、一般浴、機械浴とする。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時 3 名以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 20 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うよう努める。

(相談・援助)

第 21 条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第 22 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 23 条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 24 条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第 25 条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。ただし、当施設の受け入れ体制が整っていない場合は、併設されている短期入所生活介護の居室等を斡旋することがある。

(利用者に関する保険者への通知)

第 26 条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 27 条 施設は、利用者の適切な施設サービスを提供出来るよう、職員の勤務の体制を定

める。

- 2 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供する但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第28条 施設は、施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めて置くこと又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第29条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行ものとしします。
- 3 事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から、事故報告書を作成し、分析を通じた改善策を職員へ周知を図ります。
- 4 事故発生防止するための研修の実施・指針の整備・委員会の開催
- 5 組織的な安全体制の設備・事故発生の防止の安全対策委員設置

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第30条 事業所は、周辺地域の環境、立地条件から想定される非常災害に備えて、消防計画、風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。必要な介護サービスが継続的にできる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、定期的に避難・救出・訓練(シュミレーション)実施、その他必要な訓練を行います。

第8章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第 31 条 事業所は、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 虐待の防止のために従業員に対する研修の実施
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする

第 9 章 その他運営に関する事項

(定員の遵守)

第 32 条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第 33 条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。
- 3 感染症対策とし予防マニュアルを作成することとする。
- 4 研修会や訓練を実施し、感染対策の資質の向上に努める。
- 5 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定・研修の実施・訓練（シュミレーション）の実施を行います。

(重要事項の掲示)

第 34 条 見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決体制の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示と閲覧可能な形としてファイル等で備えて置くこととします。

(身体拘束廃止等)

第 35 条 施設は、身体拘束等の適正化に対する基本的な考え方を指針とし身体拘束廃止に

取り組む、又、身体拘束廃止への取り組みの為の職員研修も定期的を実施し、基礎的な知識を普及・啓発し、身体的拘束適正化にむけて取り組むこととする。

(個人情報保護等)

第 36 条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 37 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から当該施設からの退所者を紹介することの代償とし金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 38 条 施設は、その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 39 条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。

第 40 条 (暴力団等の影響の排除)

事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

第 10 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 41 条 施設は、施設サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第 42 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 43 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 5 日から施行する。

改訂 平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

改訂 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

改訂 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 令和 6 年 2 月 1 日から施行する。